

「感染症による出席停止」の扱いについて

学校において特に予防すべき感染症（別表参照）のまん延防止のため、感染症にかかった児童・生徒について、各学校の校長は、出席停止の措置を行ないます。

医師より感染症と診断された場合は、すみやかに学校へ感染症名を連絡して下さい。

出席停止期間は、下記の別表の通りですが、快復して登校する際はかかりつけの医師の診断に従い、裏面の登校届に、保護者が記入・捺印して学校に提出してください。

保護者の方々には、学校での感染症まん延を防ぐためにも、ご協力をお願い申し上げます。

(教育委員会学務課保健係 電話 930-7756)

別表

感染症の種類		学校保健安全法の出席停止期間	
第一種	エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・痘そう・南米出血熱・ペスト・マールブルグ病・ラッサ熱・急性灰白髄炎(ポリオ)・ジフテリア・重症急性呼吸器症候群(ベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスに限る)・中東呼吸器症候群(ベータコロナウイルス属 MARS コロナウイルスに限る)・特定鳥インフルエンザ・新型インフルエンザ等感染症・指定感染症及び新感染症	治癒するまで	
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	・発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで 例	の但し、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められた時は、この限りではない。
	百日咳	・特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹	・解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風しん(三日はしか)	・発しんが消失するまで	
	水痘(みずぼうそう)	・すべての発しんが痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱（プール熱）	・主要症状が消退した後2日を経過するまで	
結核 髄膜炎菌性髄膜炎	・病状により学校医その他の医師において感染の恐れがなくなるまで		
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症 溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 手足口病 伝染性紅斑(りんご病) 感染性胃腸炎 (ウイルス性胃腸炎) マイコプラズマ肺炎 ヘルペス ヘルパンギーナ 带状疱疹 など	病状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで	

登校届（保護者記入）

学校長あて

年 組 児童・生徒氏名

感染症名 と診断され

年 月 日（ ）医療機関 において

病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登校いたします。

年 月 日

保護者名 印

《感染症報告の流れ》

※医師より感染症と診断された場合は、すみやかに学校へ感染症名を連絡してください。

回復して登校する際は、かかりつけの医師の診断にしたがい、保護者が「登校届け」を記入・捺印して、学校へ提出してください。

なお、「登校届」の用紙は各学校に用意してあります。

学校で用紙を受け取れない場合などは、この用紙をコピーしてお使いください。